

時間外労働
休日労働
に関する協定届 (特別条項付)

事業の種類	事業の名称			事業の所在地(電話番号)				
食品容器製造業	株式会社〇〇〇〇			〇〇市〇〇町1-2-3 000(0000)0000				
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間			期間
					1日	1日を越える一定の期間(起算日)		
						1ヵ月(毎月1日)	1年(4月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	顧客との臨時の打ち合わせ 臨時の受注、納期のひっ迫 緊急の書類作成、月末の決算事務	営業 製造 総務・経理	4人 18人 3人	1日8時間 同上 同上	4時間 4時間 3時間	45時間 (注)45時間(60時間) 45時間	360時間 360時間(480時間) 360時間	平成23年 4月1日 から1年間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間
顧客との臨時の打ち合わせ 受注の増大、納期の逼迫 緊急の書類作成、月末の決算事務		営業 製造 総務・経理	4人 18人 3人	毎週土曜 ・日曜 ・祝祭日 夏期休暇 年末年始	1ヶ月に2日、始業 8:30 終業 17:30 同上 同上			平成23年 4月1日 から1年間

協定の成立年月日 平成 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名

氏名

㊟

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選出)

平成 年 月 日

使用者 職名 代表取締役

氏名 〇 〇 〇 〇

㊟

〇〇 労働基準監督署長 殿

(注) ()時間は、臨時的な受注の増大や集中によって納期がひっ迫したときには、労使の協議を経て、6回を限度として、1ヵ月についての延長時間を60時間、1年についての延長時間を480時間までとすることができる。この場合の割増賃金率は、1ヵ月45時間を超えた場合は25%、1年360時間を超えた場合は30%とする。